

議案第100号

所沢市家庭保育条例の一部を改正する条例制定について

所沢市家庭保育条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

保護者の負担に対する年少扶養控除等の廃止の影響を可能な限り生じさせないため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市家庭保育条例の一部を改正する条例

所沢市家庭保育条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に係る税額の調整については、保育所における保育料の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の所沢市家庭保育条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育に係る保育料軽減費について適用し、同日前の保育に係る保育料軽減費については、なお従前の例による。